

宇都宮地方裁判所委員会（第23回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成25年5月22日（水）13：30～15：20

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

小川陽三，小池恵一郎，五味渕秀幸，高橋充史，手島隆志，中尾久，中村昭子，平野浩視，細野隆司，山本和紀，綿引万里子（委員長）

※ 加藤剛は欠席

（ゲストスピーカー）

宇都宮地方裁判所第二民事部 部総括判事 岩坪朗彦

とちぎ男女共同参画センター 相談支援課長 宇賀神透

（庶務）

井上幸雄事務局長，大和谷教事務局次長，小原誠司総務課長，岡元勇人総務課課長補佐

4 議事

□ 新任委員の自己紹介

小川委員，手島委員，山本委員から自己紹介があった。

□ 意見交換テーマに関する説明

委員長より，今回の意見交換テーマ（DV事件をめぐる裁判所と関係諸機関との連携について）に関する説明が行われた。

□ ゲストスピーカーからの説明

岩坪部総括判事より，裁判所における保護命令事件の現状について，宇賀神課長より，配偶者暴力相談支援センターの現状及び関係機関との連携状況について，それぞれ説明が行われた。

□ 意見交換

- DVに至る背景には、どのような事情があるのかが気になった。（委員）
- 最近では、身体的な暴力に加えて、言葉による暴力といった精神的な暴力も増えているほか、比較的高学歴な人や、社会的地位の高い人が加害者となるケースもあり、単純にいくつかの要因では片付けることができないほどに複雑化している。（ゲストスピーカー）
- 家事調停においては、離婚の理由としてDVが挙げられることがあるが、本当にDVなのか判断に迷うケースも多い。普段は暴力を振るう夫が、一時的に優しくなったり、謝罪したりするようなケースが特に難しく、何度も同じことの繰り返しになってしまうことが多い。また、裁判所に申立てをすることができる人はまだ良いが、加害者から執拗に追跡されている、周囲に相談できる人がまったくいない等の事情で、裁判所に来ることすらできずに困っている人もいるのではないかと思う。（委員）
- 夫が妻を支配する感覚が抜けない家庭は未だに多く、被害者が、実母に相談しても「我慢しなさい」とか「忍耐が足りない」と言われてしまうなど、周囲にDV被害を認識してもらえないようなケースもある。（ゲストスピーカー）
- 刑事事件にまで発展してしまうようなケースでは、過去の経緯が非常に根深い場合や、突発的な暴力である場合など様々なパターンがある。ここ数年は、警察が一生懸命取り組んでおられることから、件数は飛躍的に増えている印象である。（委員）
- 栃木県内では、昨年1年間で、DVによる暴行・傷害等による立件が124件、認知件数は697件あった。DV防止法違反による立件は7件で、この数字は大阪と京都に次いで全国3番目に多い。一方で、明らかに外傷がある場合でも被害届を出さないケースや、被害届を出しても取り下げしてしまうケースもある。（委員）
- 県内では、保護命令が即日発令された事案はないようだが、具体的には、

即日発令されるものとして、こういったケースが考えられるのか。（委員）

- ・ 実際に大きな暴力を振るわれた場合は、警察が出動して相手方が逮捕勾留されることが多く、その場合には、勾留期間内に原則通り相手方の言い分を聴いた上で発令することになる。また、被害者がシェルター等に避難した場合は、被害者の身の安全が確保されるため、こちらも即日に発令する必要性は小さくなる。（ゲストスピーカー）
- ・ 本当に緊急性がある場合には、まずは被害者の身の安全を確保するために、警察に動いてもらう、シェルターに身を隠すといったことが最優先となる。そうやって身の安全を確保した上で、書類を整えて申立てを行うことになるため、弁護士の立場からも、即日で保護命令の発令が必要となるケースは、あまり想定できない。（委員）
- ・ 保護命令手続において、相手方を審尋する際に、呼出しに応じない場合は、言い分を聞かずに発令するのか。（委員）
- ・ 呼出を完全に無視して連絡もまったくしないような場合でなければ、原則として相手方の話は聴くことにしており、仕事で都合がつかないという連絡があれば、審尋の期日を変更するなど臨機応変に対応している。（ゲストスピーカー）
- ・ 配偶者暴力相談センターへの相談をきっかけに、裁判所への保護命令申立てにつながっていくケースはどの程度あるのか。（委員長）
- ・ あくまで本人の意思であるが、離婚して自立することを希望する被害者については、ほとんどが保護命令申立てにつながっている。（ゲストスピーカー）
- ・ 保護命令事件は、ほとんどが本人申立てとなっているが、どのような事情が考えられるか。（委員長）
- ・ 申立時に弁護士の関与が少ない事情としては、申立書式が簡単なこともあるが、申立て当日に本人の審尋が行われる場合、代理人の時間の都合がつか

ないことがあること、被害者がシェルターに一時保護されているケースでは、弁護士を含めて外部との交通が難しい場合があること、費用がない場合に、法律扶助の手続をしている時間的余裕がないことなどが考えられる。申立てについては、費用をかけずに迅速に本人が行い、申立てが認められなかった場合の即時抗告や、保護命令が発令された後の離婚の手続において、弁護士が関与する機会が増える。（委員）

- ・ DV被害者への対応も含めて、民事事件では、刑事事件のような当番弁護士制度はないのか。（委員長）
- ・ 現在そういった制度はない。民事事件は内容が幅広く、刑事事件のような生命身体に関わるような切迫性は、事件の内容によって全く異なるため、対応が難しい面がある。（委員）
- ・ 最近では、相手方の移動の自由等への配慮もあるためか、双方の言い分が食い違うケースにおいては、保護命令申立てが認められることが難しくなったという声が弁護士の中にはある。また、保護命令手続後の話になるが、離婚訴訟において、裁判上の和解で離婚する場合には、原則として本人の立会が必要となるが、DV被害者の場合は、相手と顔を合わせるのが怖くて同席が難しいケースもあり、裁判所に運用上の配慮を求める要望があることもお伝えしておきたい。（委員）
- ・ DVが原因で加害者が逮捕勾留されたことによって、被害者の保護命令申立てへとつながるケースはどの程度あるのか。（委員長）
- ・ 警察においても、DVの被害者に対しては、被害届の提出や、保護命令手続についての教示を行っているが、認知件数の割には、被害届や保護命令申立てにつながるケースは少ない。警察に知っておいてもらえればいい、注意してもらえればいいという被害者が多く、そのような場合には、緊急通報装置の貸与、登録した人から110番通報があった場合に、通報を受けた側ですぐに判別することができる特定登録番号制度、パトロールの強化等で

対応している。（委員）

- ・ 東京高裁管内にある裁判所の中でも、宇都宮地裁管内の保護命令事件の新受事件数が、平成23年は2番目、平成24年は3番目と、人口の割に突出して多いのは、どのような事情があるのか気になった。（委員）
- ・ 裁判所としても、件数が非常に多いという認識は持っているが、どのような原因によるものか、はっきりとはわからない。（委員長）
- ・ 検察官の立場からも、DVに関する事件は多いという印象である。（委員）
- ・ 人口分布からしても特異であり、非常に興味深い。（委員）
- ・ 消費者事件等で被害者の会を結成する場合に、栃木県の方は、近県に比べて手を上げる人が少なく、もめごとを外に出したくないという印象を持っていた。人口的に見ても、東京高裁管内の裁判所で5、6番目の件数という印象であった。（委員）
- ・ 昨年と一昨年の一時保護の件数は、その前の2年よりも減少していることから、保護命令事件の件数が多いこととのつながりははっきりしない。（ゲストスピーカー）
- ・ 栃木県の配偶者暴力相談センターが、相談者を手厚くバックアップしていることが、要因のひとつと考えられる。また、昨年は大田原支部への申立件数が多かったが、周辺の警察署で、積極的に保護命令手続を勧めていただいたという話を聞いた。このように、周辺機関の被害者支援の在り方にも大きな影響を受けていると感じている。（委員長）
- ・ 本人申立てが多いという点からも、関係機関によって、保護命令手続は、難しいことではないし、何らおかしいことではないというような、申立てへのハードルを下げる意識付けが進められていることも要因のひとつと考えられる。（委員）
- ・ 施設の入所者に対しては、権利としてこのようなことができるという説明

はしっかり行っているのですが、そういったことも影響を与えている可能性はあるかもしれない。（ゲストスピーカー）

- ・ 被害者の立場からすれば、申立てをすることで得られる精神的な安心感も大きいのではないだろうか。（委員）
- ・ 加害者が離婚の意思を示したために被害者が事件にしないことを希望したが、検事としては、釈放後の加害者の行動に不安があったことから、被害者に保護命令の申立てを勧めたケースがあった。（委員）
- ・ 最近では、配偶者暴力だけでなく、デートDVといった問題もあるが、保護命令手続の対象になるのか。（委員）
- ・ 保護命令手続の対象となるのは、夫婦もしくは夫婦であった者、及び内縁関係もしくは内縁関係にあった者であり、そうでない場合は対象外となる。（ゲストスピーカー）
- ・ 男性がDVの被害者となるケースもあるようだが、県内ではそのような事件はあるのか。また、保護命令手続において、双方から話を聴いてもはっきりしない場合に、当事者の子どもや親といった第三者から話を聴くこともあるのか。（委員）
- ・ 私が担当した事件で、男性が被害者となった事件はない。また、当事者以外の審尋は基本的に行わないが、第三者の証言が、陳述書という書面で提出されることはある。（ゲストスピーカー）
- ・ DV防止法は、実際に抑止力となっているのか。また、加害者側の更生の取り組みはあるのか。（委員）
- ・ 裁判所が出した命令に違反すると逮捕されることになるため、抑止力になっていると考えている。（ゲストスピーカー）
- ・ とちぎ男女共同参画センターの事業の一環として、高校、大学、市役所等に出向いて、DV相談実態やDV防止法に関する出張セミナーを行っている。特に、成長段階にある子どもたちに、DVはいけないことだという認識を持

ってもらふことは、重要な取り組みであると感じている。(ゲストスピーカー)

- ・ 宇都宮地裁管内で保護命令事件の事件数が多い理由の解明には至らなかったが、それぞれの機関における被害者保護の取組について情報交換することができた。こういった連携を今後の被害防止のために更に活かしていければと思う。(委員長)

□ 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成25年11月13日(水)午後3時30分から開催したい。議題についてであるが、委員の方それぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聞かせていただき、それを次回の議題としたい。

以 上